

## 交渉（全労働埼玉支部）議事概要（平成24年10月17日）

埼玉労働局長（当局）は、平成24年10月17日（火）全労働埼玉支部執行委員長（全労働埼玉支部）と交渉を行った。

この交渉の概要は、以下のとおりである。

### 全労働

#### 1 労働行政体制の確立について

全国トップクラスの行政需要に鑑み、臨時緊急増員等により、必要な労働行政体制の確立に向け取り組んでいただきたい。

#### 2 賃金の改善・退職給付について

賃金については、基本的な労働条件に関するものであり、現行法に基づかない引き下げは認められないところであり、退職給付も含め職場の現状を踏まえた適正な取扱いを願います。

#### 3 地域主権改革について

職業安定、労働基準及び雇用均等の各機関は連携し、全国一斉の水準で労働者の権利保障を国の責任で担っているため、地方移管は行わないでいただきたい。

#### 4 新人事制度について

労働行政のすべての分野において、専門性・総合性の維持・向上が図られる制度とするため、必要な検証を行い、問題点を適切に見直していただきたい。

### 当局

#### 1 労働行政体制の確立について

当局の業務量は、全国一厳しい現状にあり、厳しい雇用情勢が続いている中、増員等による行政体制の確立による行政サービスの維持向上、職員の勤務条件の改善が必要であるため、最重要課題として取り組んでまいりたい。

#### 2 賃金の改善・退職給付について

賃金については、職員の基本的な勤務条件であり、退職給付についても最も重要な事項であるところ、現在の労働局の行政に期待され、求められている役割、業務内容の重要性、困難性等からみた適正水準の確保について、各種手当等の必要な改善等もふくめ、本省や関係機関に働きかけをしてまいりたい。

### 3 地域主権改革について

労働行政は、国が全国を通じたネットワークのもと、施策の企画立案との執行を斉一的・一体的に実施していることで効果的・効率的に展開できるものであり、今後も労働行政は国が行うものと認識している。

### 4 新人事制度について

各職域における専門性を低下させるのではないかとの懸念は理解できるところであり、その点を踏まえ、今後の新人事制度の運用にあたっては、人材の確保のほか、研修の充実等により専門性の確保・育成等に配慮してまいりたい。

今後、新人事制度の運用の中で、問題等が発生した場合には真摯に対応するとともに、本省にも伝えてまいりたい。